

川崎町保育所入所児童選考基準表

- 1 入所を希望する児童の優先順位は、保護者それぞれの指数を合算した世帯の指数をもって、決定する。
- 2 表2の条件に該当する場合には、表1の基準指数にこれを加点又は減点する。
- 3 保育所の入所者は、指数の合計を基本として、児童の状況及び保育の現状等を考慮し総合的に決定する。
- 4 就労を保育の理由とする場合は、月48時間以上の就労をもって、事由に該当すると認める。

【表1】

保護者の状況						
番号	区分		細目	基準指数		
1	居宅外での就労		月20日以上の就労	1日7時間以上の勤務を常態	50	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	45	
			月15日以上20日未満の就労	1日7時間以上の勤務を常態	40	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	35	
			月10日以上15日未満の就労	1日7時間以上の勤務を常態	30	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	25	
上記以外で月の合計が48時間以上の勤務				20		
2	居宅内での就労 (自営業等)	中心となる 労働者の 場合	月20日以上の就労	1日7時間以上の勤務を常態	50	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	45	
			月15日以上20日未満の就労	1日7時間以上の勤務を常態	40	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	35	
			月10日以上15日未満の就労	1日7時間以上の勤務を常態	30	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	25	
		上記以外で月の合計が48時間以上の勤務				20
		協力者で ある労働 者の場合	月20日以上の就労	1日7時間以上の勤務を常態	45	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	40	
			月15日以上20日未満の就労	1日7時間以上の勤務を常態	35	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	30	
			月10日以上15日未満の就労	1日7時間以上の勤務を常態	25	
				1日4時間以上7時間未満の勤務	20	
		上記以外で月の合計が48時間以上の勤務				15
内職者	月16日以上 の就労	1日4時間以上7時間未満の勤務	25			
		月16日未満 の就労	1日4時間以上7時間未満の勤務	20		
3	妊娠及び出産	妊娠中(母子手帳の交付を受けた妊婦)及び出産後2カ月まで		25		
4	育児	出産後2カ月以上1歳未満の子の育児		15		
5	疾病	自宅療養	一般の疾病	週に3日以上 の通院加療を要する	50	
				週に1日以上 の通院加療を要する	30	
				月に1日以上 の通院加療を要する	15	
			精神的疾患	精神障害者保健福祉手帳3級以上	40	
				上記以外の精神的疾患	30	
6	障害	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A3以上		50		
		精神障害者保健福祉手帳3級以上				
		身体障害者手帳3級以下、療育手帳B1、B2		35		
		精神障害者保健福祉手帳3級以上				
上記以外の場合		20				
7	介護・看護	自宅看護	自宅で常時付き添いが必要	重度障害者等の全介護	50	
				常時観察と一部の介護	45	
		送迎	病院・心身通園施設等の送迎	15		
8	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育不能(6ヶ月以内)		50		
9	求職中	求職活動をしている場合(3ヶ月以内)		10		
10	就学等	就学、技術習得のため、日中保育不能の場合(在校証明などで確認できる期間)		35		
11	上記のほか、明らかに保育にあたるできないと認められる場合			15		

【表2】 \*調整条件は複数該当可

記号	調整条件	調整指数
ア	生活保護世帯である場合	+10
イ	ひとり親世帯で同居親族がない場合	+10
ウ	兄弟姉妹が在園中若しくは同時申込みで内定している場合	+10
エ	未就学児が3人以上いる場合	+5
オ	自宅で行う自営業等で児童がいると危険な職種である場合 (薬品、刃物、下記等の取扱いがある業種)	+5
カ	保護者が身体障害者手帳4級以上、精神障害者福祉手帳を所持している場合	+5
キ	保護者が聴覚障害・言語障害の障害3級以上の場合	+5
ク	保護者が産休・育休明けで職場復帰しなければならない場合(年度途中入所に限る)	+10
ケ	同居の祖父母が60歳未満の健康な方で仕事をしていない場合(求職中も含む)	-5
コ	児童相談所もしくは子育て支援センターにおける要保護家庭である場合 (家庭での保育が児童の健全な発達を阻害するおそれがある場合)	+20
サ	実父母以外(祖父母等)に養育されている児童である場合	+5
シ	保護者のいずれかが拘留中若しくは服役中である場合	+10
ス	保護者のいずれかが失踪中若しくは行方不明である場合	+10
セ	父母のいずれかが単身赴任している場合	+5
ソ	父母のいずれかが離婚前で別居している場合	+5
タ	就労予定者で就労先が内定しており、雇用証明の提出が就労後の見込みとなる場合 (保育の理由はあくまでも求職活動)	+10